

返戻金について

応募者が紹介事業所に入社後、自己都合退職した場合、当社は、手数料に下記割合を乗じて算出した金額を、当該応募者の退職日から 1 ヶ月以内に甲に対して返還するものとする。

- | | |
|----------------------------|------------|
| ① 入社日から起算して 1 ヶ月以内 | 対価の 80%相当額 |
| ② 入社日から起算して 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内 | 対価の 50%相当額 |
| ③ 入社日から起算して 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内 | 対価の 10%相当額 |

平成 27 年 6 月 29 日制定